

委員会提出議案第6号

三田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年11月28日提出

議会運営委員会委員長 今 北 義 明

三田市条例第 号

三田市議会基本条例の一部を改正する条例

三田市議会基本条例（平成24年三田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条中第2項及び第3項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。